

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	22 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年6月まで

昭和61年4月に会社を退職した後、同年6月に結婚し、同じころ、A市役所において、国民年金第3号被保険者該当届を行い、強制加入期間である前の同年4月から同年6月までの保険料3か月分を納付したにもかかわらず、平成20年に送付されてきた「ねんきん定期便」で、国民年金第3号被保険者資格取得時期が62年7月となっていたほか、61年4月から同年6月までの保険料が未納とされていたことが判明した。

その後、平成21年7月13日に、B社会保険事務所（当時）において、国民年金第3号被保険者特別措置の手続を行い、昭和61年7月までさかのぼって第3号被保険者資格を認めてもらったが、納付したはずの同年4月から同年6月までの保険料3か月分については、62年4月から同年6月までの保険料として過誤納扱いとなり、未納とされたままになっている。

このため、申立期間の保険料が未納とされることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人が保有する年金手帳及び申立人に係るオンライン記録により、第3号被保険者資格取得の手続を行った昭和63年1月11日ころと考えられるが、申立期間当時のA市役所職員の証言によると、当時、扶養関係が確認できる書類の添付がなければ資格取得日を確定することはなく、事実、申立人が保有する年金手帳に記載されている「第3号被保険者の資格取得日」と平成21年7月13日付けで社会保険事務所（当時）において受け付けられた国民年金第3号被保険者届に記載されている「扶養者の認定年月日」が一致していることから、当時、同市役所では、第

3号被保険者資格取得の届出を受け付ける際に、一連の日付を確認していることが推認できる。このことから、何らかの理由により、社会保険事務所において申立人の第3号被保険者資格取得の手續に係る記録の管理が適正に行われなかったものと考えられる。

さらに、申立人が保有する年金手帳及び申立人に係るオンライン記録により、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和61年4月21日に喪失し、同日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、加入手續を行ったと考えられる63年1月11日の時点で時効未到来であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から47年3月まで  
② 昭和47年4月から49年3月まで  
③ 昭和49年4月から同年12月まで

昭和47年に、夫が、国民年金の加入手続を行い、その時点で未納となっていた45年12月から47年3月までの国民年金保険料をさかのぼって納付した。また、その後の期間の保険料については、夫が、夫婦二人分を納付していたはずである。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間③は、9か月と短期間である上、申立人は、申立期間③以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その夫が申立人に係る保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金被保険者台帳により、申立期間③後の保険料をその夫と共に現年度納付していることが確認できることから、昭和49年4月にA自治体B区に転居した後、申立期間③の保険料を納付し、同年4月から保険料を納付し始めたものと考えられる。

### 2 一方、申立人は、その夫が、昭和47年秋ごろに、住居近くの集会所で開催された「説明会」において、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料をまとめて納付したと主張しているものの、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の直後に払い出された国民年金手帳記号番号により、C県D市に転入した同年4月ごろと考えられることから、申立人の主張には不合理な点が認められる上、申立人は申立期間①の保険料額を記憶していない。

3 申立人は、その夫が申立期間②の保険料を定期的に納付していたと主張しているものの、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿により、その夫は、申立期間②のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料を、過年度納付により納付していることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、国民年金被保険者名簿の補記欄に「納付意思なし」と記載されており、これは、保険料の納付の催告又は訪問徴収時に納付の意思が無く、転出の手续をする時点においても納付催告に応じなかった者について、記録されたものであると考えられ、申立期間②の保険料をその夫の分と一緒に納付したとする、申立人の主張には信憑性がない。

4 このほか、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 12 月まで  
20 歳になった時、当時、修行していた A 業の店主が、国民年金の加入手続きを行ってくれた。

国民年金保険料については、昭和 43 年 3 月までは、A 業の店主が納付してくれていたが、その後は、自分で欠かさず納付してきたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9 か月と短期間である。

また、申立人は、昭和 43 年 4 月以降、自ら保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録により、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

さらに、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間前後の期間の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月まで  
② 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

昭和 39 年\*月に、20 歳になったのをきっかけに、父が国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、結婚するまでは、父が国民年金保険料を納付してくれた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間②は、12 か月と短期間である。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 43 年 12 月 10 日ころと考えられ、この時点で現年度納付が可能であった申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間②直前の期間である昭和 42 年度の保険料を過年度納付していることが確認できることから、時効未到来である申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は、その父が申立期間②の保険料を納付したと主張しているところ、その父に係る当該期間の保険料については納付済みとなっている。

#### 2 一方、上記 1 のとおり、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和 43 年 12 月 10 日ころと考えられ、この時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付できないことから、申立人の主張には矛盾な点が認められる。

また、申立人は、その父が申立期間①の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から36年8月までの期間及び39年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められ、36年9月から39年4月までの期間、50年6月及び51年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年9月まで  
② 昭和50年6月  
③ 昭和51年10月

昭和55年に、市役所から、「このままでは年金がもらえません」という案内が届いたことを受け、当時、未納となっていた妻と二人分の国民年金保険料として、100万円以上を用意し、納付したことを記憶しているので、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が第3回特例納付により保険料を納付した期間の中に、昭和47年4月から同年6月までの申請免除期間及び同年7月から49年9月までの法定免除期間が含まれているが、保険料納付時に時効未到来であった当該免除期間については、追納が可能である期間であり、特例納付により納付すべき期間ではないことから、行政側が、納付書に誤った納付期間を記載したものとして推認できるのみならず、その後の追納の機会を奪った事実が確認できる。

また、申立期間②及び③については、行政側が、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見誤ったため、申立期間②及び③を除いた納付書を作成したものと推認でき、事実、オンライン記録により、未納期間に係る納付記録において前詰めしていないことが確認できることから、行政側に不適正な事務処理があったものと推認できる。

さらに、オンライン記録により、昭和39年5月から同年9月までの国民年金

保険料については、平成元年6月に厚生年金保険の記録追加により充当されたものの、納付記録の前詰めがされていないことが確認できることから、この時点においても行政側に不適正な事務処理があったものと推認できる。

加えて、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号が連番であることから、夫婦二人が同時期に国民年金に加入していることが確認できるとともに、オンライン記録により、その妻は、申立期間に係る保険料については第3回特例納付によりすべて納付済みとなっているところ、申請免除及び法定免除期間の保険料については納付していないことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和36年4月から36年8月までの期間及び39年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められ、36年9月から39年4月までの期間、50年6月及び51年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和42年5月21日に、資格喪失日に係る記録を同年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月21日から同年6月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和42年5月21日から同年6月21日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。昭和42年5月21日付けの所員に任用する旨の辞令が手元であり、所員とは正社員を意味するので、厚生年金保険に加入していたことは明白である。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社B工場の任用辞令により、申立人が昭和42年5月21日に所員として採用されたことが確認できるとともに、同社から提出された、企業年金基金の記録により、申立人が同年5月21日に同社に入社したことが確認でき、これらのことから、申立人が、申立期間中、同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、A社に照会したところ、辞令にある「所員」とは正社員の意味であり、正社員は厚生年金保険に加入させていた旨及び申立期間当時、中途採用者はきわめて少人数であり、それまでのキャリア等を考慮して試用期間を決めており、申立人については、入社日に「所員」となる辞令が交付されており、C社における勤務実績もあるため、それが考慮されて試用期間は無かった可能性が高い旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社D工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和42年6月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から、申立期間当時の資料は保存されておらず不明である旨の回答を得ているが、仮に事業主から申立人の申立期間に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から申立てどおりの資格得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月16日に訂正し、申立期間のうち、30年8月の標準報酬月額を5,000円、同年9月の標準報酬月額を9,000円、同年10月の標準報酬月額を8,000円、同年11月の標準報酬月額を9,000円、同年12月の標準報酬月額を8,000円、31年1月から同年10月までに係る標準報酬月額を9,000円、同年11月から32年3月までに係る標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月16日から32年4月16日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和30年8月16日から32年4月16日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和28年3月16日付けでA社B工場に入社し、同社同工場C課に勤務後、30年8月16日付けで同社同工場D課に異動したが、社内異動であることから、同社同工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているはずはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社E工場発行の「退職証明書」及び同社人事部から提出された「労働者名簿」により、申立人は、昭和28年3月16日から61年5月20日まで、同社B工場及び同社E工場に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚の証言により、申立人は、申立期間中、A

社B工場D課及び同社同工場F課に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人から提出された給与計算書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、昭和30年9月から31年10月までの期間に係る厚生年金保険料の控除額は135円（標準報酬月額9,000円相当）であり、同年11月から32年3月までの期間に係る厚生年金保険料の控除額は180円（標準報酬月額1万2,000円相当）であることが確認でき、当該標準報酬月額は、当時の申立人の月額給与総額から判断すると、ほぼ妥当な額であることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和30年8月から32年3月までの給与計算書から、30年8月は5,000円、同年9月は9,000円、同年10月は8,000円、同年11月は9,000円、同年12月は8,000円、31年1月から同年10月までは9,000円、同年11月から32年3月までは1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社人事部は、これを確認できる関連資料が無いため不明としているが、申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和30年8月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から32年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格喪失日に係る記録を昭和36年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月16日から36年11月25日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C事務所における被保険者資格喪失日が、昭和33年9月16日である旨の回答を受けた。

私は、勤務期間中、A社の出向命令により、下請け会社であったD社へ出向したものの、昭和20年4月の入社から46年11月の退職まで、A社の社員（E職）として、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の第三種被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和41年4月16日付け発行の「表彰状」について、B社に照会したところ、申立人は、A社の社員（E職）として、20年4月から41年4月まで、同社に継続して勤務していたと思う旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚7人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうちの1人からは、申立人が、A社の社員（E職）として、昭和46年に退職するまで同社に継続して勤務していたことを、同僚から聞いたことがある旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、申立期間中、A社の社員（E職）として、同社の下請け会社であったD社へ出向していた際、同様に同僚が二人いたとしてい

るところ、オンライン記録により、当該同僚は、同期間中も継続してA社における厚生年金保険第三種被保険者資格を有していることが確認でき、このことについて、B社から、申立人に加入記録が無いことは不自然である旨の回答が得られたほか、A社に継続勤務していたということであれば、厚生年金保険にも継続して加入していたと考えられる旨の回答が得られた。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間前後の期間について、A社における厚生年金保険第三種被保険者資格を有していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間中、A社の社員（E職）として、D社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる、申立人に係る昭和33年10月の定時決定の記録により、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和33年9月16日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から36年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年10月20日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。米軍の艦砲射撃で工場が壊滅し、その後実家に戻ってから会社とのつながりはなく、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和22年5月27日に支給されたこととなっていることに加え、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されたページの前後10ページに登載された者のうち、i)申立人と同一日に被保険者資格を取得している、ii)オンライン記録が取得可能である、iii)終戦後まもなく被保険者資格を喪失している及びiv)短期脱退手当金の受給権を有している、のすべての条件を満たす者は95人確認できるところ、そのうち、実際に支給記録がオンライン記録において確認できる者は申立人を含めて10人のみであることから判断すると、職員の退職時に事業主が個別の委任に基づかずに代理請求を行う取扱いがあったものとは考え難い。

また、上記同僚のうち、12人の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、脱退手当金の支給記録が記載されているにもかかわらず、オンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者が3人確認できたが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていなかった可能性がある。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳において脱退手当金の支給記録が確認で

きた7人のうち、6人について、その被保険者資格喪失原因は「終戦」と記載されているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には「解雇」と記載されている。他方、厚生年金保険被保険者台帳に資格喪失原因として「解雇」と記載されている同僚のうち、脱退手当金の支給記録がある者はいない。この点について、申立人が支給されたこととされている短期脱退手当金の支給要件には、「終戦による事業所の廃止、縮小」は存在するが、通常の自己都合退職や解雇は存在しない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年12月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月29日から同年12月29日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和40年10月29日から同年12月29日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和40年10月26日にA社に入社し、申立期間中、勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

昭和40年10月26日付けでA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、連絡先の判明した13人に照会したところ、8人から回答が得られ、そのうちの1人からは、同年12月28日に同社を退職するまで、申立人と一緒に同じ工場に勤務していた旨の証言が得られたところ、オンライン記録により、当該同僚の同社における被保険者資格喪失日は退職日の翌日であることが確認でき、また、当該同僚から、申立人の同社における被保険者資格喪失日は自身の同資格喪失日と同じはずである旨の証言が得られた。

また、申立人から提出された申立人に係るA社の「健康保険厚生年金保険台帳」(写し)では、「資格取得日」欄に昭和40年10月26日と記載されていることが確認できるほか、「喪失年月日」欄に同年10月29日と記載されているところ、朱書きにより、同年12月29日と上書きされていることが確認できる。

さらに、上記の「健康保険厚生年金保険台帳」(写し)について、A社に照会したところ、同社が保管している健康保険厚生年金保険台帳の写しであ

るとし、また、被保険者資格喪失日が朱書きにより上書きされていることについては、理由が不明である旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和40年10月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月31日から同年6月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和28年5月31日である旨の回答を受けた。

私は、昭和28年5月31日までA社B支店に勤務し、同年6月1日付けで同社C支店へ異動したため、同社B支店における被保険者資格喪失日は同日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿により、申立人が、昭和26年11月1日から平成2年9月30日まで、同社に継続して勤務していたことが確認できるとともに、昭和28年6月1日付けで、申立人が同社B支店から同社C支店へ異動していることが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B支店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和28年4月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格喪失に係る届出を提出する際に誤りがあったとする旨の回答が得られたことから、事業主は昭和28年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月27日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和46年3月27日である旨の回答を受けた。

私は、昭和26年4月の入社から平成9年11月の退社まで、A社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のB社に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和26年3月23日、離職日が平成10年3月31日である旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる。

また、B社から提出された辞令台帳及びA社D支店の社員名簿により、申立人の同社C支店から同社D支店への異動発令日は、昭和46年3月1日であることが確認できるところ、申立人から提出された同年3月1日付けの辞令では、同年3月13日までに同社D支店に赴任することとされており、このことについて、B社に照会したところ、申立人は同年4月1日からA社D支店に勤務していたと思う旨の回答が得られた。

さらに、B社から、転勤時について、給与支給を止める取扱いはなく、給与から社会保険料を控除しているはずであるとして、申立人のA社における厚生年金保険被保険者期間に空白があるのは、同社各支店の事務担当者の連携ミスによるものである旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社C支店に勤

務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる、申立人に係る昭和45年10月の定時決定の記録により、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格喪失に係る届出を提出する際に誤りがあったと思われる旨の回答が得られたことから、事業主は昭和46年3月27日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年2月1日に、資格喪失日に係る記録を38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から38年3月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和37年2月1日から38年3月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、私は事務担当の正社員としてA社に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、当時の同社の事業主、事務担当者及び同僚の証言により推認できる。

また、申立期間当時のA社の事業主に照会したところ、当時の同社の書類は残存していないため、申立てどおりに厚生年金保険被保険者の資格取得及び喪失に関する届出を行ったかについては不明であるものの、当時、同社では、厚生年金保険の加入の有無については、全正社員を加入させていた取扱いであったことから、申立期間当時、同社に勤務していた申立人についても、厚生年金保険に加入させており、給与から厚生年金保険料を控除していた旨の証言が得られた。

さらに、申立期間当時の事務担当者一人に照会したところ、当時のA社では、雇用保険のみを加入させていたアルバイトを除き、正社員全員が社会保険に加入していたとしているほか、当時、申立人は同社で事務を担当していた正社員であり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し、納付したことを鮮明に記憶している旨の証言が得られた。

加えて、申立期間当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によ

り、申立人が名前を挙げた事務担当者 1 人を含む同僚 5 人すべての者の名前が確認できるほか、当時の同僚の証言から得られた同社の正社員の数と同名簿に記載されている被保険者数はほぼ一致している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚のA社における申立期間のオンライン記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 2 月から 38 年 2 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係るA社（現在は、B社）における資格喪失日が昭和20年5月16日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、50円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から19年6月16日まで  
② 昭和20年3月16日から同年5月16日まで  
③ 昭和20年5月16日から21年1月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和18年4月1日から19年6月16日までの期間及び20年3月16日から同年5月16日までの期間並びにC社に勤務していた期間のうち、同年5月16日から21年1月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、A社で担当していた業務内容について詳細に記憶している上、昭和20年\*月\*日の空襲で同社が被害を受けたこと、罹災後に同社に係る罹災証明書等を得ようとしたこと及び罹災後の同社はしばらくしても再開のめどが立たず、親族を頼りD県へ赴いたこと等について、具体的かつ詳細に記憶していることから、同社に勤務していたと認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人のA社における被保険者資格喪失日は昭和20年5月16日とされていることが確認できる。

以上のことから、申立人が主張する昭和20年5月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間②について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険

被保険者台帳（旧台帳）の記録により、50円とすることが必要である。

- 2 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社は昭和20年8月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、また、B社からは、当時の資料は残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況等については確認することができない旨の回答が得られた。

また、B社から、申立期間①当時の事業主は既に他界している旨の回答が得られた上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、申立期間①当時、A社に在籍していた同僚12人のうち、連絡先の判明した1人に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言は得られなかった。

加えて、上記回答の得られた同僚からは、自身が記憶しているA社の入社時期について、昭和18年4月1日であった旨の証言が得られたところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚の同社における被保険者資格取得日が、申立人と同じ19年6月16日であり、入社時期から14か月後であることが確認できることから、申立期間①当時、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことがうかがえる。

- 3 申立期間③について、閉鎖登記簿謄本により、C社は昭和42年6月26日に解散していることが確認でき、また、同謄本により確認できる申立期間③当時の代表者に照会したものの、回答が得られなかった。

また、申立期間③当時の社会保険担当者は特定できない上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、申立期間③当時、C社に在籍していた同僚7人のうち、連絡先の判明した2人に照会したものの、回答は得られなかった。

加えて、現在確認できるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらない。

- 4 このほか、申立期間①及び③に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C出張所における被保険者資格喪失日が、昭和38年10月31日である旨の回答を受けた。

A社の転勤命令により同社の各出張所に転勤していたものの、昭和27年の入社から平成5年の退職まで、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社C出張所において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した者6人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうちの3人から、申立人は、昭和38年10月31日まで、同社同出張所に勤務していた旨の証言が得られた。

また、B社に照会したところ、申立人は、昭和27年の入社から平成5年の退職まで、A社に継続して勤務していたことから、同期間中、厚生年金保険にも継続して加入していたものと考えられる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社C

出張所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の昭和38年9月の記録により、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和38年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年11月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月29日から同年12月2日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成14年11月29日から同年12月2日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

平成14年11月29日の入社から15年2月21日の退職まで、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社において取締役を務めていた者二人に照会したところ、二人から、当時の同社における給与の締切日については毎月15日、給与の支払日については月末であった旨のほか、そのうちの一人から、工場労働者の勤務体系について、土日は原則として休日であった旨の証言が得られた。

また、申立人から提出されたA社の平成14年12月分から15年3月分までの給与明細書に、「勤務日数」が記載されているが、上記証言から判断すると、これは、申立人が14年11月29日から15年2月20日まで勤務していたことを示すものと考えられる。

さらに、申立人は平成14年12月2日にA社において被保険者資格を取得し、15年2月21日に資格を喪失し、被保険者期間は2か月とされているが、上記給与明細書により、3か月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めら

れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書から確認できる給与総支給額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が無いため不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における資格取得日は昭和45年8月1日、資格喪失日は46年4月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月1日から46年4月24日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和45年8月1日から46年4月24日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社C営業所に勤務していた時に、同社のマイクロバスの運転手と知り合い、その後結婚した。A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社はD社と合併していることから、同社に照会したところ、申立人が申立期間にA社C営業所に勤務していた旨の回答が得られた。

また、申立期間当時の同僚7人に照会したところ、全員から回答が得られ、そのうちの1人から、申立人がE社F事業所の現場事務所内にあるA社の現場事務所に正社員として勤務していた旨の証言が得られたほか、4人から、正社員全員が社会保険に加入していた旨の証言が得られた。

さらに、D社から提出されたA社の「健康保険失業保険被保険者台帳」に申立人に係る記録が記載されていることが確認できる上、「取得年月日」欄に「昭和45年8月1日」、「喪失年月日」欄に「昭和46年4月24日」と記載されていることが確認できる。また、D社から提出されたA社B支社に係る厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届並びに申立人から提出された企業年金連合会老齢年金裁定請求書により、申立人が、同社同支社において、厚生年金基金加入員資格を昭和45年8月1日に取得し、46年4月24日に喪失したことが確認できる。また、D社の人事担当者から、A社では、社会保険等の事務については、同社B支社においてまとめて行っていた旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和45年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年4月24日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間

について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における厚生年金基金加入員資格取得届により、3万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 1 月 29 日から同年 3 月 31 日まで  
③ 昭和 43 年 8 月 6 日から 44 年 5 月 25 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、各申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、各申立期間に係る脱退手当金については、支給対象期間の最終事業所であるC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から、約2年8か月後の昭和47年1月25日に支給決定されたことになっていることに加え、42年から48年までの間に、同社において被保険者資格を喪失した女性は、申立人を含めて27人存在し、そのうち15人が脱退手当金の受給権を有していたものの、実際に脱退手当金が支給された記録があるのは申立人を含めて2人のみであることが確認できることから、同社においては、従業員の退職時に事業主が個別の委任に基づかず代理請求を行う取扱いがあったものとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、当該未請求期間の事業所における厚生年金保険手帳記号番号が、各申立期間の事業所における同記号番号と同一であるにもかかわらず、支給されていない期間が存在するという事は、事務処理上不自然である。

さらに、脱退手当金の実支給額は、法定支給額と 11 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 茨城厚生年金 事案 754

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者資格喪失日が、昭和50年1月31日である旨の回答を受けた。

私は、昭和50年2月1日付けでA社からB社へ出向したことから、A社における被保険者資格喪失日は、B社における被保険者資格取得日と同日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立人は、昭和50年2月1日付けで同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けでB社における被保険者資格を取得すべきであるところ、申立期間当時の社会保険担当者が、A社における被保険者資格喪失届を誤って届け出たため、同資格喪失日が同年1月31日となっていると思われる旨の回答が得られた。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録について、離職日が昭和50年1月30日である旨の回答が得られたものの、同社から、厚生年金保険被保険者資格喪失届と同様に、雇用保険に関しても、社会保険担当者による届出の誤りがあったと思う旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保

険被保険者名簿における申立人の昭和 48 年 10 月の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格喪失に係る届出を提出する際に誤りがあったと思われる旨の回答が得られたことから、事業主は昭和 50 年 1 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年6月までの期間及び同年7月から42年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年6月まで  
② 昭和40年7月から42年6月まで

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和36年4月から40年6月までの期間及び同年7月から42年6月までの期間について、国民年金の未加入期間とされていた。

昭和36年に、夫が勤務していた会社の上司から、国民年金への加入を勧められ、当時の居住地であるA市役所において、加入手続を行った。

申立期間①の保険料については、A市役所から送付されてきた納付書により、同市役所において、3か月ごとに納付し、申立期間②の保険料については、B町役場から送付されてきた納付書により、同町役場において、3か月ごとに納付した。

このため、両申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その場合、C市を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「\*番」であるにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号はD社会保険事務所（当時）管内の市町村に払い出される「\*番」であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、両申立期間については、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和34年\*月）による合算対象期間（カラ期間）であるため、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、両申立期間の保険料について、A市役所及びB町役場において納付書により納付していたと主張しているが、A市役所及びB町役場において長期間（75月）にわたり納付記録が欠落する<sup>かし</sup>瑕疵があったとは考え難い。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 984

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から60年6月まで  
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和55年11月から60年6月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和55年11月に会社を辞めた後、A市役所(現在は、B市役所)から国民年金への加入の案内が届いたので、加入手続を行った。また、申立期間の保険料については、当該市役所の窓口において納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金被保険者台帳管理簿により、昭和59年11月29日以降であると考えられ、この時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、A市役所において保険料を納付したと主張していることを除いて、申立期間当時の状況について記憶していないため、申立期間の保険料の具体的な納付状況が不明である。

加えて、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和59年11月以降の時点では、特例納付制度は存在しないため、特例納付により申立期間の保険料を納付することができない。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月まで  
ねんきん特別便で、昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月までの国民年金保険料が未納となっていることが判明した。

国民年金が創設されたことを市報で知り、夫と相談して一緒に国民年金の加入手続を行った。

申立期間を含め、保険料については、夫の分と併せて、納税組合を通じて定期的に納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は「\*番」であり、その夫の同記号番号は「\*番」と 10 万番以上相違していることから、申立期間について、夫婦二人で国民年金に加入し、納税組合を通じて夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前の被保険者の国民年金手帳記号番号及び国民年金被保険者異動記録簿から、昭和 39 年 10 月以降と考えられ、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、その夫の分と併せて、納税組合を通じて定期的に納付し、さかのぼって納付したことは無いと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成4年3月まで  
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和63年8月から平成4年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和63年11月ころに、当時専門学校の学生として住んでいたA市において、私が国民年金の加入手続と一緒に保険料免除の手続を行った。その後、平成元年にB郡C村(現在は、B郡D町)に戻り、4年まで専門学校の学生であったが、国民年金の転入手続及び保険料免除の手続は行わずにいた。

平成4年\*月に弟が20歳になり、C村役場(現在は、D町役場)から、私と弟に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を促す電話が連日かかってくるため、同年6月ころに、母が、同役場において、私と弟の加入手続を行い、加入手続以前の期間に係る姉弟二人分の保険料40数万円を一括で納付してくれた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前の強制加入者の国民年金手帳記号番号から、平成5年1月4日以降であると考えられ、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、その母が、平成4年6月ころに、申立人とその弟の国民年金の加入手続を行い、加入手続以前の期間に係る姉弟二人分の保険料を一括して納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人の弟については、5年2月26日に、4年5月から5年2月までの保険料を一括して現年度納付していることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成5年1月4日以降の

時点では、特例納付制度は存在しないため、特例納付により申立期間の保険料を納付することができない。

加えて、申立人は、昭和 63 年 11 月ころに、A 市において国民年金の加入手続及び保険料免除の手続を行ったと主張しているが、同市を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「\*番」であり、申立人は、現在の国民年金手帳記号「\*番」以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、事実、申立人の改正原戸籍の附票には、申立人が A 市において住民登録をした形跡がないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月まで  
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私の父が、A 市役所において、国民年金の加入手続を行い、初回の保険料を納付してくれた。また、その後の保険料については、私の父が納税組合を通じて納付してくれた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳番号払出簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の納付記録から、昭和 41 年 1 月ころと考えられ、その父が、36 年に A 市役所において国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和 41 年 9 月 21 日に、この時点で納付が可能であった申立期間直後の 39 年 7 月から 40 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間について、納税組合を通じて継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には信憑性が無い。

さらに、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から同年 9 月まで  
ねんきん特別便で、平成 11 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料が未納とされていたことが判明した。

将来、年金に頼ることになるとの思いがあり、会社を退職した平成 11 年 4 月ないし同年 5 月ころに、A 郡 B 町役場（現在は、C 市役所）の窓口において、国民年金第 1 号被保険者届出を行った。また、申立期間の保険料については、郵送されてきた納付書により、まとめて納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、平成 11 年 4 月ないし同年 5 月ころに B 町役場において国民年金第 1 号被保険者届出を行った後、郵送されてきた納付書により申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人は、平成 16 年 4 月 1 日に初めて国民年金の第 1 号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間については、国民年金の第 1 号被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない。

また、オンライン記録により、平成 13 年 2 月 20 日に、申立人に対し、国民年金の未加入者に対する最終勧奨の通知が発行されていることが確認できることから、会社を退職した 11 年 4 月ないし同年 5 月ころに加入手続を行ったとする申立人の主張には矛盾がある。

さらに、申立人が初めて国民年金の第 1 号被保険者資格を取得した時期は、前述のとおり、平成 16 年 4 月 1 日であると考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。平成元年3月にA町へ転入後、しばらく保険料を納付していなかった。申立期間については、A町役場から電話があり、申請免除の手続きをしておくと言われた記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされ、申請免除となっていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の過年度保険料に係る納付書が、平成5年7月6日に作成されたことが確認できることから、この時点において、申立人は、申立期間の一部について、保険料が未納であったことが推認できる。

また、国民年金保険料の申請免除の手続きは、毎年度行う必要があることから、申立期間当時の居住地である町役場における電話のみをもって申請免除の手続きを行い、翌年度以降に係る同手続きについては行った記憶が無いとする申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納期間が存在し、その妻も、申立期間に係る保険料が未納である。

加えて、申立期間は3か年に及んでおり、オンラインシステムの導入により人的過誤の発生する恐れが減少したとされる時期において、そのすべての期間について、行政側の瑕疵により申請免除記録が消失したとは考え難い。

その上、申立期間の保険料が申請免除とされていたことを示す関連資

料が無く、ほかに申立期間の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 990

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月まで  
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
申立期間当時、私は、学生であり、A自治体に住んでいたが、20 歳になったころ、B町役場から実家に、私に係る保険料の納付書が届いたため、父又は母が、国民年金の加入手続を行ってくれた。  
また、申立期間の保険料については、納税組合を通じて、両親が、私と両親の計 3 人分を納付していたはずである。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父又は母が、昭和 63 年 3 月ころに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間について、学生であったことによる合算対象期間（カラ期間）であるため、国民年金被保険者資格を有しておらず、申立内容に不合理な点が認められる。  
また、申立人は、昭和 63 年 3 月ころに、その父又は母が、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「\*番」であり、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号「\*番」が払い出される以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、保険料を納付することができない。  
さらに、申立人の戸籍の附票により、申立人は、平成元年 4 月 1 日に、C 郡 B 町から A 自治体 D 区に転出していることが確認できることから、申立期

間のすべての保険料をC郡B町の納税組合を通じて納付していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

加えて、申立人は、その父又は母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、その両親も申立人の国民年金の加入手続を行った記憶が無いため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況が不明である。

その上、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 991

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 48 年 3 月まで  
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和 46 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
加入手続については、親に勧められて、昭和 46 年ころ、A 市役所で行い、その際、オレンジ色の国民年金手帳の交付を受けた。  
保険料については、3 月おきに、B 市内の銀行において、納付書に現金を添えて納付していた。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 50 年 4 月 1 日以降と考えられ、この時点では、申立期間後の 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間については、過年度納付により保険料を納付することが可能であり、事実、オンライン記録により、当該期間の保険料が納付されていることが確認できるものの、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和 46 年ころに国民年金の加入手続を行い、その際、オレンジ色の国民年金手帳を交付されたと主張しているが、オレンジ色の同手帳が交付され始めたのは、49 年 11 月以降であり、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、3 月おきに納付し、さかのぼって納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料について特例納付により納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から7年3月まで

社会保険事務所(当時)で私の長男(申立人)の納付記録を確認したところ、平成元年8月から7年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、母である私が、長男が20歳になったところに国民年金の加入手続を行い、毎月、A信用金庫(現在は、B信用金庫)又はC銀行(現在は、D銀行)の集金により、夫の保険料と併せて二人分を納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前の強制加入者の国民年金手帳記号番号から、平成7年7月24日以降であると考えられ、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付することができない。

また、オンライン記録により、申立人の過年度保険料に係る納付書が、平成8年12月5日に作成されたことが確認できることから、この時点において、申立人は、申立期間の一部について保険料が未納であったことが推認できる。

さらに、申立人の母は、平成元年8月ころに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、7年7月24日以降であると考えられ、事実、申立人とその妹の国民年金手帳記号番号は連番となっていることから、申立人の母の主張には信憑性が認められない。

加えて、申立人の母は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないとしており、事実、申立期間の保険料について、過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年3月までの期間及び同年4月から48年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から47年3月まで  
② 昭和47年4月から48年7月まで

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和44年9月から47年3月までの期間及び同年4月から48年7月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①については、大学生であったが、国民年金に加入し、父が、保険料を納付してくれていたはずである。申立期間②のうち、昭和47年12月の婚姻までは、私がA区役所又はB区役所において保険料を納付しており、婚姻後は、夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所持している国民年金手帳及び直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和48年10月であると考えられ、この時点では、申立期間①の過半については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和44年9月以降に国民年金の加入手続を行い、その父が、申立期間①の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間①当時は大学生であり、本来、国民年金の加入手続を行った場合は、被保険者の資格種別が「任意」となるべきところ、20歳当時の資格種別が「強制」となっていることからみても、申立人の主張

どおりの加入手続が行われたとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人の婚姻年月日は、昭和 47 年 12 月\*日であり、申立人は、申立期間②の一部である婚姻後の期間について、夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、同期間について、その元妻も保険料が未納であることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人の戸籍の附票により、申立人は、昭和 47 年 3 月 31 日に C 区から D 市に転入していることが確認できることから、申立期間②のすべてについて、A 区役所又は B 区役所において保険料を納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、両申立期間の保険料を後からまとめて納付したことは無いと主張しており、事実、両申立期間の保険料について、過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月1日から24年9月1日まで  
② 昭和25年7月20日から同年8月23日まで  
③ 昭和25年10月14日から26年3月19日まで  
④ 昭和26年7月1日から27年3月13日まで  
⑤ 昭和27年7月1日から28年8月1日まで  
⑥ 昭和30年10月15日から31年4月25日まで  
⑦ 昭和32年1月27日から同年2月6日まで  
⑧ 昭和32年9月14日から37年5月1日まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A機関に勤務していた期間のうち、各申立期間について、加入記録が無かったことが判明した。

昭和22年にB機関にCとして勤務を開始してから、37年に退職するまで、A機関において、D、E、F、G、H(物の販売事業)における販売員などの業務を担当し、1日も休まずに勤務していた。

このため、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間中、A機関に勤務していたと主張しているが、「I局長通知」により、A機関施設に勤務する労働者を管理する各地のJ事務所は、昭和24年4月1日以降、順次、社会保険制度の適用事業所となっていることが確認でき、同日前は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、「K局長通知」では、「昭和26年7月1日より、L等に使用される者は強制被保険者にならない」とされていることが確認でき、加えて、申立人の主張を踏まえると、申立人が申立期間中に従事していた業務は、H(物

の販売事業)を除き、厚生年金保険の適用除外となる業務と考えられる。

- 2 申立人が勤務していたと主張する各地のA機関施設についての資料を管理する、M機関、N機関及びO機関P支部に照会したところ、M機関からは、申立期間当時の資料は散逸しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認できない旨の回答が得られたほか、N機関及びO機関P支部からは、申立期間当時の資料に申立人の名前を確認できない旨の回答が得られた。

また、O機関Q支部に照会したところ、申立期間当時のA機関施設において勤務する労働者には、J事務所において雇用される者及びA機関に直接雇用される者の二種類の雇用形態が存在し、飲食施設や宿泊施設等の業務に従事する者は、A機関に直接雇用されていたとする旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、申立期間において、Hの販売員として勤務していたこともあると主張しているところ、申立人の居住地及び婚姻時の記憶等から判断して、申立期間⑧にH勤務だったことがうかがえるが、O機関P支部は、「Hでは、週30時間以上勤務する者を厚生年金保険の被保険者としていた。」としており、申立人には、Hで勤務していた期間及び勤務地及び週30時間以上勤務していたという明確な記憶は無く、Hにおける勤務を確認することができない。

- 3 申立期間に係る各A機関施設の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚のうち、連絡先の判明した7人に照会したところ、5人から回答が得られ、そのうちの1人からは、申立人と同じ部署で勤務していた際、「申立人から、申立期間①に係るB機関に勤務していた時に、仕事上の失敗により、即日解雇されたが、RにCとして雇用されたと聞いたことがある」旨のほか、申立人は、のちにS機関を退職し、申立期間⑧に係るT機関のUにおいて、直接雇用により、勤務していた旨の証言が得られた。

また、上記回答の得られた同僚一人からは、申立期間当時、雇用形態について、J事務所を通じた雇用と、A機関による直接雇用があり、直接雇用の方が給与が高かったため、仕事ぶりが気に入られて個人的に声を掛けられ、J事務所を退職し、A機関による直接雇用になる者が存在した旨の証言が得られた。

- 4 申立期間に係る各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、申立期間①について、申立人は退職により被保険者資格を取り消されていることが確認でき、上記3において回答の得られた同僚の証言と一致する。

また、申立期間②及び③の直前に、申立人の厚生年金保険の被保険者資格

の記録を確認できるV事務所、申立期間⑤の直前に同じく記録を確認できるW事務所及び申立期間⑥の直前に同じく記録を確認できるX機関の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失原因として、「解雇」又は「退」の記載を確認することができるとともに、申立期間⑦の直前に、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の記録を確認できるY機関及び申立期間⑧の直前に、同じく記録を確認できるS機関については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳により、資格喪失原因として、「解雇」又は「退」の記載を確認することができる。

さらに、申立期間④の直前に、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の記録を確認できるW事務所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、備考欄に「〃」の表示が確認でき、直上の記載は「転」と読み取れることから、申立人が転勤により資格を喪失した可能性が考えられるが、当該記載の次に申立人が資格を取得(昭和27年3月13日資格取得)した事業所は、同一事業所であるW事務所であり、同一適用事業所内において転勤を原因として資格を喪失させる処理は考え難いことに加え、転勤先となるべき適用事業所が存在せず、さらに、資格喪失日が前述の非軍事的業務に従事する者が強制被保険者でなくなった日付に一致する。

- 5 このほか、申立人は、申立期間について、実際の勤務地、各勤務地で担当した業務内容、及び同僚の名前を記憶しておらず、厚生年金保険料の控除についても覚えていないなど、記憶が曖昧である上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月 16 日から 49 年 3 月 25 日まで  
② 昭和 52 年 1 月ごろから 55 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 55 年 12 月 29 日から 56 年 5 月 8 日まで  
④ 昭和 56 年 8 月 10 日から 59 年 8 月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和47年12月16日から49年3月25日までの期間、B社に勤務していた期間のうち、52年1月ごろから55年2月1日までの期間、C社に勤務していた期間のうち、同年12月29日から56年5月8日までの期間及びD社に勤務していた期間のうち、同年8月10日から59年8月ごろまでの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

各事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、労働局に照会したところ、申立人のA社における雇用保険被保険者資格記録は無い旨の回答が得られた。

また、E社(A社から名称変更)に照会したところ、申立期間当時の資料が保存されておらず、申立人の勤務状況等について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間①当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した者に照会したものの、回答が得られず、当時の申立人の勤務状況等について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人から提出された、B社から申立人にあてた在籍期間の回答書によると、申立人は、申立期間②の一部を含む昭和51年1月から53年3月まで勤務していたと考えられる。

しかし、労働局に照会したところ、申立人は、B社において、昭和49年3月25日に雇用保険被保険者資格を取得し、50年5月26日に離職した記録のほか、55年2月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年8月20日に離職した記録が確認できる旨の回答が得られ、申立人の会社における厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、B社に照会したところ、会社に保存されている厚生年金保険被保険者の記録は、被保険者原票において確認できる記録と一致しており、申立期間②当時の記録は無く、申立人が勤務していた可能性は否定できないものの、厚生年金保険の被保険者としての取扱いはしていなかったと思われる旨の回答が得られた。

さらに、申立期間②当時にB社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した3人に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言は得られなかった。

- 3 申立期間③について、労働局に照会したところ、申立人は、C社において、昭和55年9月4日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年12月29日に離職した記録が確認できる旨の回答が得られ、申立人の会社における厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、C社から提出された、申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、転職を希望して同社を退職した旨及び昭和55年12月28日に離職した旨が確認できるとともに、同社から提出された、申立人にあてた在籍期間の通知書には、昭和55年9月4日から同年12月28日まで在籍、退社理由は「出社せず」であったと記載されている。

さらに、申立期間③当時C社において、厚生年金保険被保険者資格を有した者のうち、存命中で連絡先が確認できる同僚3人に照会したところ、全員から回答が得られたが、当時の申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

- 4 申立期間④について、労働局に照会したところ、申立人は、D社において、昭和56年5月8日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年8月31日に離職した記録が確認できる旨の回答が得られ、申立人が厚生年金保険の被保険者記録（昭和56年5月8日から同年8月10日まで）よりも長期間勤務していたことが確認できる。

しかし、D社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届の写しにより、申立人は、会社において、昭和56年5月8日に同資格を取得し、同年8月10日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、D社に照会したところ、申立人の申立期間④における勤務は書類上で確認できない上、厚生年金保険の被保険者資格については上記の資格喪失届どおり喪失させ、その後は加入させていないと思われる旨の回答が得られ

た。

さらに、申立期間④当時にD社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した一人に照会したところ、回答が得られたものの、当時の申立人の勤務及び厚生年金保険加入について具体的証言は得られなかった。

- 5 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月3日から32年12月16日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、昭和33年3月22日に脱退手当金が支給済みとなっており、同期間に係る厚生年金保険を受給できないことが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱退手当」の押印が確認でき、また、オンライン記録では、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年3月22日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているとともに、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間は無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致しており、計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していたA社B工場において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和32年12月16日から3年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある女性が5人確認でき、そのうち、申立人が名前を挙げた申立期間当時の同僚1人から、脱退手当金を受給した旨の証言が得られた。

さらに、上記証言が得られた同僚から、A社B工場を辞める際、同社から脱退手当金の話が有り、同社が手続を行い、後日、脱退手当金を受け取った旨のほか、その当時同社を辞めた者は皆そうしていたと思う旨の証言が得られた。

なお、当該同僚から、申立期間当時の事業主、専務及び事務担当者について、現在、百歳くらいの年齢に当たる者であるという情報は得られたものの、連絡

先等が不明であるとしていることから、それらの者に当時の脱退手当金の取扱いについて照会することができない。

また、当時は「通算年金通則法」（昭和 36 年法律第 181 号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、厚生年金保険の被保険者期間が 94 か月であるとともに、申立期間の事業所を退職後、昭和 50 年 10 月まで厚生年金保険に加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 20 日から同年 10 月 20 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 48 年 4 月 20 日から同年 10 月 20 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 48 年 4 月 20 日から 49 年 8 月 10 日までの期間、A社に継続して勤務していた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立期間当時、同社では、試用期間中の従業員については厚生年金保険に加入させない取扱いであったとしており、申立人については、申立期間中、試用期間であったため、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる旨の回答が得られた。

また、申立期間当時のA社の事業主に照会したところ、当時、同社において、自らが社会保険事務を担当しており、申立人については、見習いとして採用し、業務を滞りなく行えるようになった6か月後に社会保険に加入させたので、申立期間中、厚生年金保険料を給料から控除していなかった旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、存命中で連絡先の判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうち1人からは、社会保険への加入については事業主が決めていた旨の証言が得られた。

加えて、労働局に照会したところ、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 6 月から 54 年 9 月まで  
② 昭和 56 年 4 月 11 日から 59 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 51 年 6 月から 54 年 9 月までの期間及びC社に勤務していた期間のうち、56 年 4 月 11 日から 59 年 9 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られたところ、当時の同社の経理担当者から、当時、同社では、正社員であれば、雇用保険に加入させていた旨の証言が得られたことから、申立人は、当時、正社員ではなかったものと推認できる。

また、B社から、申立人の名前を記憶している従業員は同社にいるものの、そのほか申立人に係ることについては記憶しておらず、また、申立期間①当時の資料は残存していないため、申立人に係る当時の厚生年金保険料控除の有無については不明であるとする旨の回答が得られた。

さらに、B社から、申立期間①当時の事業主は他界しており、また、社会保険担当責任者の連絡先については不明である旨の回答が得られたことから、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用について具体的な証言を得ることができない。

加えて、申立期間①当時の同僚 7 人に照会したところ、1 人から回答が得られたものの、申立人については不明であるとし、当時、A社では、ア

アルバイトのような従業員もいた旨の証言が得られた。

- 2 申立期間②について、公共職業安定所に照会したところ、申立人は、昭和56年4月11日から62年5月17日までの期間、C社において雇用保険被保険者資格を有していた旨の回答が得られたことから、申立期間②について同社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立期間②当時にC社において社会保険事務を担当していた事業主の妻から、当時の資料は残存していないため、詳細は不明であるものの、当時、同社では、社会保険については、従業員全員を加入させていたわけではなく、本人から入れてほしいという希望があった者だけを加入させており、雇用保険については、入社後すぐに加入させていた旨の証言が得られた。

また、申立期間②当時、C社に勤務していた同僚のうち、連絡先の判明した同僚6人（申立人が名前を挙げた同僚4人を含む。）に照会したところ、2人から回答が得られ、そのうちの1人からは、昭和56年1月に同社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格を取得したのは59年5月1日である旨の証言が得られたほか、申立人が、当時、一緒に勤務していたとして名前を挙げている同僚6人の同社における厚生年金保険の加入記録について、オンライン記録により調べたところ、そのうちの2人は、申立期間②後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同社では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、オンライン記録では、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち2人は、C社における厚生年金保険の加入記録が見当たらないほか、申立期間②当時の同社の従業員数について、同社から、事業主を含め40人くらいであった旨の回答が得られたところ、同記録により、当時、同社において被保険者資格を有していた者は9人であることが確認できることから、当時、同社には厚生年金保険に加入していない従業員がいたことがうかがえる。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 6 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 6 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 63 年 4 月 1 日に入社してから平成元年 7 月 24 日に退職するまで、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、A社において、昭和 63 年 6 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得し、平成元年 6 月 22 日に離職した記録がある旨の回答が得られたことから、当該期間については、同社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立期間当時、A社に勤務していた同僚のうち、連絡先の判明した同僚 17 人（申立人が名前を挙げた同僚 3 人を含む。）に照会したところ、9 人から回答が得られ、そのうちの 3 人からは、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった旨の証言が得られ、事実、オンライン記録により、当該同僚の同社における被保険者資格取得日は、自身が証言する入社時期から、1 年 3 か月ないし 5 年後であることが確認できる。

さらに、上記回答が得られた同僚のうち申立人が名前を挙げた同僚 1 人及びA社において一緒に勤務していた当該同僚の弟から、厚生年金保険には加入していなかった旨の証言が得られ、また、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち 2 人については、オンライン記録では、同社における厚生年金保険の加入記録が見当たらないことから、申立期間当時、同社には厚生年金保険に加入していない従業員がいたことがうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された

事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 37 年 3 月 26 日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、昭和 37 年 9 月 11 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和37年9月11日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているとともに、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間は無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致しており、計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、A社の退職理由について、結婚のためであったとし、退職後、すぐに再就職しようとは考えていなかったと主張している上、昭和61年4月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得するまで、公的年金の加入記録が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人に申立期間当時の状況を聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、A社は昭和44年4月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に他界しており、当時の脱退手当金の取扱いについて照会することができない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 18 日から 45 年 12 月 31 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 41 年 3 月 18 日から 45 年 12 月 31 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社に勤務していた当時、健康保険証を交付された記憶があり、また、同社を退職後、失業保険を受給した記憶もある。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、B社の回答により推認できる。

一方、B社から、A社は、昭和 53 年ごろに厚生年金保険の適用事業所になったとし、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所では無かった旨の回答が得られ、事実、オンライン記録により、同社は昭和 53 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 53 年 10 月 1 日付けで、同社における厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 8 人に照会したところ、6 人から回答が得られ、そのうちの 1 人からは、同社における被保険者資格を取得する以前は、国民健康保険及び国民年金に個人で加入していた旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社で一緒に働いていた同僚の名前を記憶しておらず、また、当時の同社の事業主は、高齢で、当時のことについて記憶していないことから、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された

事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 21 日から同年 7 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場(当時)に勤務していた期間のうち、昭和 60 年 3 月 21 日から同年 7 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 59 年 3 月に入社してから 60 年 10 月に退職するまで、A社B工場に期間工として継続して勤務しており、社会保険料も控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社B工場に勤務していた同僚 15 人に照会したところ、8 人から回答が得られたものの、いずれも、申立人が勤務していたことを記憶していない旨の回答であり、当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることはできなかった。

また、上記回答のあった同僚のうち、申立人と同日(昭和 60 年 3 月 21 日)に厚生年金保険被保険者資格を喪失している期間工 5 人は、契約期間満了のため、その前日付けでA社B工場を退職したとしているほか、申立期間当時に正社員として勤務していた同僚 1 人からは、当時、同社の業績は低調であったとし、契約期間満了後に契約更新されず退職した従業員がいたことを記憶している旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、申立期間当時のA社B工場における、一緒に勤務していた同僚 4 人及び所属部署の上司 2 人の名前を挙げているものの、いずれも、苗字のみで、健康保険厚生年金保険被保険者原票において特定できず、申立人に係る当時の勤務状況等について照会をすることができない。

加えて、A社労政人事部に照会したところ、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出及び同期間に係る厚生年金保険料の納付の

有無については、当時の資料が残存していないため不明である旨の回答が得られたほか、同社B工場における健康保険及び厚生年金基金の加入状況についても、当時の加入記録は確認できない旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 1 日から 35 年 1 月 5 日まで  
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みであることが判明した。脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が勤務していたA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 33 年から 36 年までに同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給権を得ている女性 19 人の脱退手当金支給記録を調査したところ、同社において被保険者資格を喪失直後に別事業所において被保険者資格を取得している 6 人を除く 13 人全員に支給記録があり、うち 9 人が 5 か月以内に支給されていることを踏まえると、当時のA社B事業所では、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと推認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ昭和 35 年 2 月 23 日に回答した旨の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、被保険者資格喪失日から約 5 か月後の同年 6 月 14 日に支給決定がされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、当時は「通算年金通則法」（昭和 36 年法律第 181 号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社B事業所における厚生年金保険被保険者期間が 87 か月であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人に申立期間当時の状況を聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 35 年 4 月 25 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 33 年から 37 年までに同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給権を得ている女性 10 人の脱退手当金支給記録を調査したところ、9 人に支給記録があることが確認できるとともに、同社の元事業主に照会したところ、同社で脱退手当金の代理請求を行っていたことがあるとする旨の回答が得られたことから、当時の同社では、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと推認できる。

また、オンライン記録上、申立期間に係る脱退手当金の実支給額について、法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立人の被保険者資格喪失後約 5 か月後の昭和 35 年 10 月 6 日に脱退手当金支給決定がされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、当時は「通算年金通則法」（昭和 36 年法律第 181 号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社における厚生年金保険被保険者期間が 47 か月であり、当該事業所を退職後、昭和 58 年 10 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人に申立期間当時の状況を聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月10日から32年12月30日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、昭和33年3月22日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算出基礎となる金額が計算されたことを示す記録があるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和30年から35年までに被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある女性15人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち10人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

さらに、上記支給決定が確認できる10人のうち、連絡先の判明した1人からは、事業所で代理請求が行われていた旨の証言が得られたほか、同僚照会により判明した申立期間当時の事務担当者からは、自身が代理請求の手続を担当していた旨の証言が得られたことから、申立期間当時、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 30 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A市に所在したB社に勤務していた昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 30 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、B社でCを担当しており、当時の同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にB社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

一方、労働局に照会したところ、申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、B社において、申立期間に被保険者資格を有していた同僚19人のうち、存命中で連絡先が判明した4人に照会したところ、全員から回答が得られ、そのうち1人からは、B社においてDを担当していた従業員2人並びに同社の事務担当者1人及び責任者の計4人の名前が挙げられたものの、同社に係る事業所別被保険者名簿に、それらの者の名前が見当たらないことから、申立期間当時、同社には厚生年金保険に加入していない従業員がいたことがうかがえる。

さらに、前記同僚4人のうち、申立人と同じDをしていた1人からは、自身の入社時期である昭和45年10月当時の同社における厚生年金保険の加入の取扱いについて、同社では従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったとしているほか、入社してから1か月ないし2か月後に、責任者から、「健康保険の被扶養者等を除く5人ないし6人くらいの従業員を厚生年金保

険に加入させてほしいと、同社本社からの要請があった。」との話を聞き、全従業員のうち自身を含め、5人ないし6人程度の従業員に係る厚生年金保険の加入手続が行われたことを記憶している旨の証言が得られた。

加えて、申立期間当時のB社本社における代表取締役、取締役及び監査役については連絡先が不明であるほか、A市に所在した当時のB社の責任者は他界し、事務担当者についても連絡先が不明であるため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで  
⑤ 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（又はB社）に勤務していた昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間並びにC社に勤務していた同年 12 月 1 日から 35 年 5 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 36 年 11 月 1 日までの期間並びにD社に勤務していた 37 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

各申立期間中、各事業所に勤務していたことは間違いなく、各事業所から健康保険証を交付された記憶があることから、厚生年金保険についても加入していたと考えられるので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、E自治体F区内の「A社（又はB社）」に勤務していたと主張していることから、オンライン記録により「A社（又はB社）」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、「A社」という名称を含む適用事業所は見当たらない。

また、上記検索結果により、「B社」という名称を含む適用事業所が3社存在することが確認できるものの、いずれも、申立人が勤務していたと主張する所在地ではないことから、申立人が勤務した事業所とは考え難い上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名

前が無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

さらに、F区を管轄する法務局に照会したところ、該当する名称の法人登記は見当たらない旨の回答が得られたものの、類似の名称の事業所として、「G社」（E自治体F区）の商業登記簿は確認できる旨の回答が得られたことから、同社に照会したところ、同社は、昭和33年10月か11月ころ、F区H町において、個人事業としてI事業を起業し、その後間もなく、申立人を雇用した旨の回答が得られた。

加えて、G社の事業主から、事業開始当初の同社の屋号は、A社又はB社であり、当該個人事業を法人化したのは昭和37年ころであったほか、厚生年金保険の適用事業所となったのは、法人化後の38年ころであり、それまでは厚生年金保険料を従業員の給与から控除していない旨の証言が得られ、事実、商業登記履歴事項全部証明書により、G社は37年8月25日に設立されていることが確認でき、また、オンライン記録により、同社は38年12月1日に適用事業所に該当していることが確認できる。

- 2 申立期間③及び④について、申立人は、E自治体F区内の「C社」に勤務していたと主張していることから、オンライン記録により「C社」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立人が勤務していたと主張する所在地に見当たらないほか、その他の都道府県においても該当する適用事業所は見当たらない。

また、申立期間③及び④当時、申立人は、C社において事業主を含め3人で折本の仕事をしていたとしていることから、当時、当該事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所に該当していないことがうかがえる。

さらに、F区を管轄する法務局に照会したところ、該当する名称の法人登記は見当たらない旨の回答が得られた。

加えて、申立人が名前を挙げたC社の事業主について、オンライン記録により氏名検索を行ったものの、該当する者を特定することができないため、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

- 3 申立期間⑤について、申立人は、E自治体F区内の「D社」に勤務していたと主張していることから、オンライン記録により「D社」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立人が勤務していたと主張する所在地に見当たらないほか、その他の都道府県においても該当する適用事業所は見当たらない。

また、申立期間⑤当時、申立人は、D社において事業主を含め3人で折本の仕事をしていたとしていることから、当時、当該事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所に該当していないことが推認できる。

さらに、F区を管轄する法務局に照会したところ、該当する名称の法人登記は見当たらない旨の回答が得られた。

4 申立人は、各申立期間における当時の同僚を記憶していないため、申立人に係る各申立期間当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

5 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 2 年 9 月 1 日から 6 年 3 月 1 日までの期間のうち、2 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

平成 2 年 9 月 1 日から 6 年 3 月 1 日までの期間、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、事業主から、申立人は平成 2 年 9 月中ごろに同社に入社したと記憶している旨の回答が得られたことから、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届の控えにより、申立人は、同社において、平成 2 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、6 年 3 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、事業主から、中途採用により月の途中で入社した者の場合、その月については、給与はアルバイト扱いとして時給計算により支給し、社会保険には加入させない旨の説明を入社時に必ず行っている旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた同僚 11 人に照会したところ、1 人から回答が得られたものの、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録について、資格取得日が平成 2 年 10 月 1 日、離職日が 6 年 2 月 28 日である旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 770

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 2 日から 39 年 8 月 16 日まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、昭和 39 年 11 月 19 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、A社を退職した後、B県C市に転居しており、脱退手当金が支給されたとする昭和 39 年 11 月 19 日以降に、現金書留等により脱退手当金を受給したような記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和 39 年 11 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に申立期間当時の状況を聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、オンライン記録により、A社において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 39 年 8 月の前後3年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある者が12人確認でき、そのうち、事務を担当していた者1人に照会したところ、脱退手当金について、同社では代理請求を行っておらず、自身で請求したとの証言が得られた。

また、グループ会社のD社に照会したところ、A社に係る申立期間当時の関係資料は残存していないため、当時の脱退手当金の取扱いについては不明である旨の回答が得られた。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 29 日から 36 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 3 月 29 日から 36 年 10 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 29 年 5 月 1 日に入社してから 41 年 10 月 26 日に退職するまで、A社に継続して勤務しており、途中で退職した記憶は無い。

A社に勤務していた当時の写真を持っているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主に照会したところ、申立人の名前は記憶しているものの、申立期間について状況を把握している当時の社会保険担当者等は既に他界しており、当時の書類も残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用については確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、存命中で連絡先の判明した二人に照会したところ、そのうちの一人から、申立人の名前は記憶しているものの、自身は、A社において入退社を3回繰り返したため、申立人の同社における正確な勤務期間については、記憶していない旨の回答が得られた。

さらに、オンライン記録により、A社において厚生年金保険被保険者資格を複数回取得している者が、申立人を除いて、複数名いることが確認できることから、それらの者のうち、連絡先の判明した3人に照会したところ、そのうちの2人から、同社における勤務期間と厚生年金保険被保険者資格記録は一致している旨の回答が得られた。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月から 28 年 4 月まで  
② 昭和 28 年 4 月から 29 年 5 月まで  
③ 昭和 33 年 9 月から 34 年 9 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 27 年 3 月から 28 年 4 月までの期間、C社に勤務していた同年 4 月から 29 年 5 月までの期間及びDに勤務していた 33 年 9 月から 34 年 9 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社の代表取締役等に照会したところ、当時の資料は無いが、当時は、会社を設立したばかりで、経済的にも苦しく自営業と同じ状況であり、E社の社屋を借りて事業を行っていたため、社会保険への加入については考えていなかった旨の回答が得られ、事実、オンライン記録により、A社は、B社に社名変更した後の昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた上司及び同僚の計 3 人について、オンライン記録により氏名検索を行ったところ、該当者と思われる者は特定できるものの、連絡先が不明であるか又は既に他界しているため、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況について具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記該当者と思われる者 3 人に係るオンライン記録では、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格記録は無い。

2 申立期間②について、申立人は、F自治体G区内の「C社」に勤務していたと主張していることから、オンライン記録により「C社」を含む名称の事業所を検索したところ、該当する事業所は見当たらない。

また、法務局からは、該当する名称の法人登記は見当たらない旨の回答が得られたほか、類似の名称の事業所として、「H社」（同区I）の商業登記簿は確認できる旨の回答が得られたものの、同登記簿により確認できる会社設立日は申立期間②より後の昭和38年11月21日となっていることから、申立人が勤務した事業所とは考え難い上、オンライン記録に同社及び同登記簿に記載されている取締役に係る記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録により申立人が名前を挙げたC社の事業主の氏名検索を行ったところ、該当者は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間②当時にC社に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人に係る当時の勤務状況について具体的な証言を得ることができない。

3 申立期間③について、申立人は、「D」に勤務していたと主張していることから、オンライン記録により「D」を含む名称の事業所を検索したところ、該当する事業所は見当たらない。

また、申立人は、申立期間③当時、Dにおいて、一緒に勤務していた上司及び同僚の名前を挙げているものの、いずれも、名字のみであり、オンライン記録において特定できず、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言を得ることができない。

4 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 773

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から56年3月11日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、昭和51年2月29日から56年3月11日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。  
申立期間中、A社ではCとして勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、昭和51年3月31日から平成元年5月13日までの期間に、A社において雇用保険被保険者資格を有していた旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間のうち、当該期間については同社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、連絡先の判明した9人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることはできなかった。

また、上記同僚5人のうち3人は、「収入が少なくなることを避けるため、社会保険に加入しない者もいた。」、「健康保険証が必要だったので、社会保険に加入してもらえよう事業所に頼んだ。」、「日払い給与だった者は社会保険に加入していなかったと思う。」としていることから、申立期間当時、A社では、従業員ごとに厚生年金保険の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

さらに、B社の社会保険業務を統括管理しているD社に照会したところ、申立期間当時の資料については既に廃棄されており、申立人に係る当時の厚生年金保険被保険者資格の取得・喪失の届出及び厚生年金保険料の納付の有無につ

いては、不明である旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から同年 8 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 33 年 4 月から同年 8 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 33 年 4 月から同年 8 月まで A 社に勤務しており、厚生年金保険に加入していた事実を証明できる書類等はないものの、当時の同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に A 社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

一方、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、申立人が名前を挙げた同僚 2 人を含む、連絡先の判明した 7 人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることはできなかった。

また、A 社は昭和 54 年 6 月 26 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、申立期間当時の同社の事業主は既に他界しているため、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立期間当時に A 社において経理を担当し、後に代表取締役を務めた者に照会したものの、回答を得ることができなかった。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 775

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 6 年 11 月 30 日まで

社会保険事務所(当時)の訪問調査により、A社の厚生年金保険被保険者記録において、平成 3 年 1 月 1 日から 6 年 11 月 30 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が実際の額と大幅に相違していることが判明した。この当時は約 53 万円の給与を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 1 月から 6 年 10 月までは 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 6 年 11 月 30 日より後の 7 年 2 月 2 日付けで、3 年 1 月 1 日に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正され、8 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社では、社会保険料を滞納していなかったと主張しているものの、当時、同社から社会保険事務を委託されていた社会保険労務士事務所に照会したところ、当時、同社では、社会保険料を滞納していたと思う旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる手続を自らが行ったと主張しているところ、オンライン記録により、申立人を含む、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる直前まで被保険者資格を有していた者全員の被保険者資格喪失処理日が、申立人の標準報酬月額の遡及訂正処理日と同一(平成 7 年 2 月 2 日)であることが確認できることから、同

社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届の提出と同時に、自身の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行ったものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 776 (事案 179 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年3月25日から32年9月30日まで

A社B事業所(現在は、C社D事業所)に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者として認められなかった。

E社(A社等の管理会社)から提出された「じん肺管理区分決定申請書、じん肺管理区分決定通知書及びじん肺健康診断結果証明書の写し」では、労働者であったとして証明してあるにも関わらず、厚生年金保険被保険者として認められないことに納得ができない。

今回、「年度別給与一覧」を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、A社B事業所における厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを裏付ける資料は無いほか、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の氏名は無く、同社より、標準報酬月額算定基礎届が毎年提出されており、10年以上の長期間にわたり申立人の記録のみ欠落したものは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月4日付け及び同年10月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として「年度別給与一覧」が見つかったと主張しているが、作成日、作成者の表示が無く、記載されている「厚生年金保険料額」は、申立人が主張する給与額に見合う額となっていないこと等から、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。